土地改良法（昭和24年法律第１９５号）第48条第９項において準用する同法第８条第１項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて令和８年10月22日適当と決定し、その関係書類を県のウェブサイトにおいて同年11月６日から同月26日まで縦覧に供する。

令和８年11月６日

香川県知事　　池　　田　　豊　　人

土　地　改　良　区　名	土　　地　　改　　良　　事　　業　　名
平池土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）下神地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）井手上地区
香川町浅野土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）小田名地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）渡池南地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）東又幹線地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）東又幹線２号地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）西又幹線地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）立石地区
高松市林地区土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）西下所地区